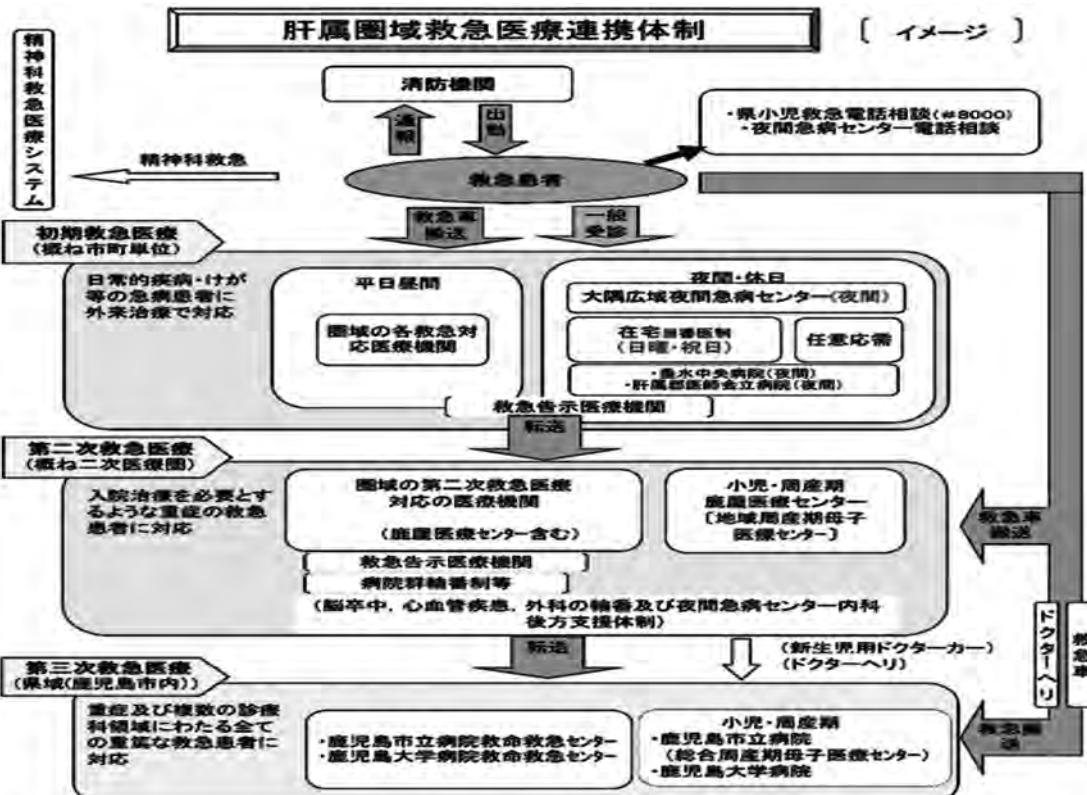


【図表資-5-198】肝属保健医療圏 精神疾患等の医療機能基準

医療機関に求められる事項（要件）	
地域連携拠点機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療・訪問診察を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ② 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等の多職種によるチームによる支援体制を作ること ③ 医療機関（救急医療、周産期医療を含む）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること ④ 地域連携会議の運営支援を行うこと ⑤ 積極的な情報発信を行うこと ⑥ 多職種による研修を企画・実施すること ⑦ 地域精神科医療提供機能を担う医療機関からの個別相談への対応や、難治性精神疾患・処遇困難事例の受入対応を行うこと
地域精神科医療提供機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 患者の状況に応じて、適切な精神科医療（外来医療・訪問診察を含む）を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること ② 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、公認心理師等の多職種によるチームによる支援体制を作ること ③ 医療機関（救急医療、周産期医療を含む）、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること

[県障害福祉課作成]

【図表資-5-199】肝属保健医療圏 救急医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-200】肝属保健医療圏 救急医療の医療機能基準

初期救急医療

- 休日又は夜間における日常的疾病、けが等の救急患者に対応できる。

第二次救急医療

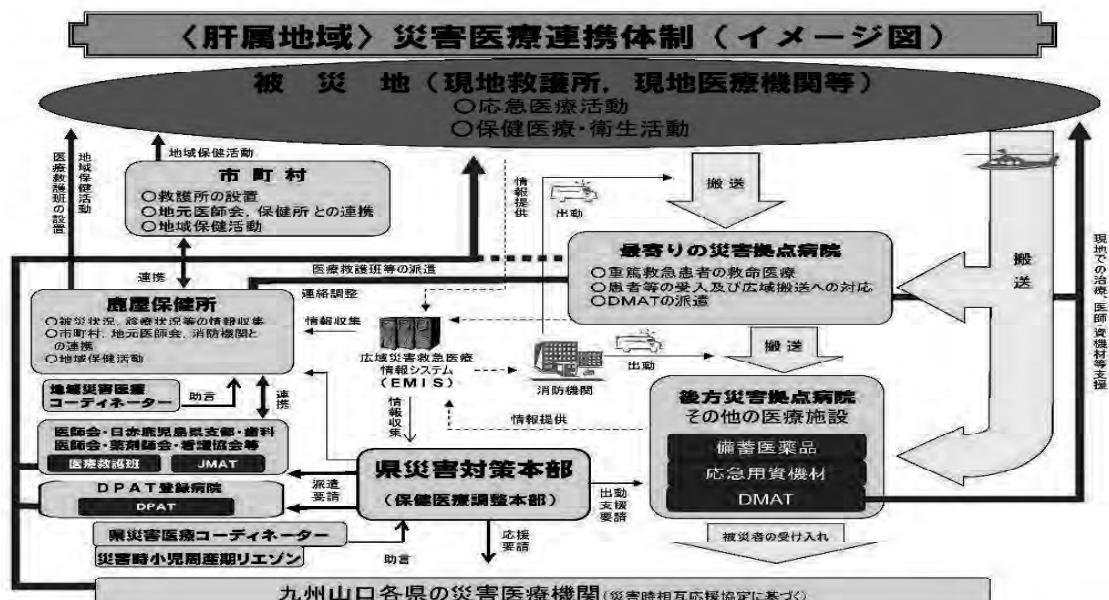
- 休日又は、夜間における入院医療を必要とする重症患者に対応できる。
- 初期救急医療機関からの紹介及び救急搬送による患者の診察を行う。

第三次救急医療

- 24時間診療体制で、心筋梗塞、頭部外傷、脳卒中等の重篤救急患者に対応できる。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-201】肝属保健医療圏 災害医療の連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-202】肝属保健医療圏 災害医療の医療基準

災害拠点病院

重篤救急患者の救命医療、救護所等からの患者の受け入れ及び広域搬送への対応を行う。

人工呼吸器対応医療機関

災害時において人工呼吸器を装着している在宅療養者への対応ができる。

在宅酸素療養対応医療機関

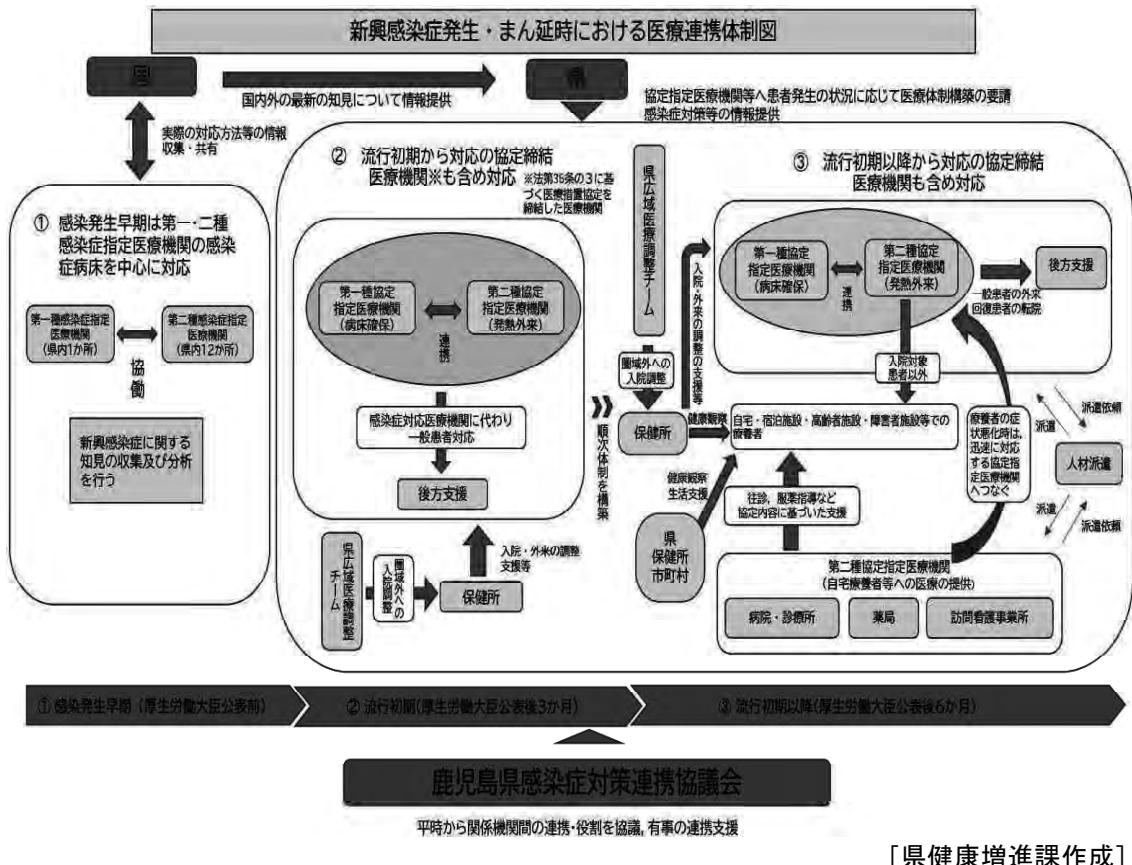
災害時において在宅酸素療養者への対応ができる。

透析治療対応医療機関

災害時において透析治療ができる。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-203】肝属保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療連携体制

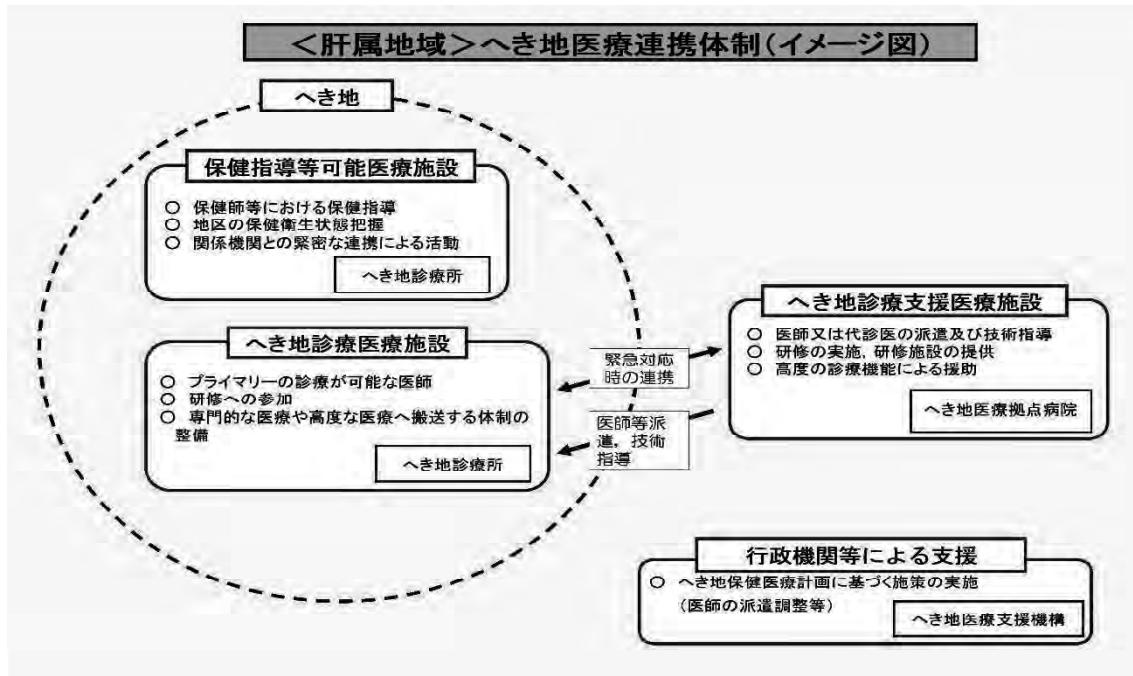


【図表資-5-204】肝属保健医療圏 新興感染症発生・まん延時における医療機能基準

医療機能	病床確保	発熱外来	自宅療養者等への医療提供	後方支援	人材派遣
協定種別	第一種	第二種	第二種	-	-
内容	新興感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する。	新興感染症の疑似症患者等の診療を行う。	自宅・宿泊療養者、高齢者施設、障害者施設等での療養者に対し医療を提供する。	新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する。	新興感染症に対応する医療従事者を確保し、医療機関その他の機関に派遣を行う。
医療機関(協定対象)	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所 ・薬局 ・訪問看護事業所	・病院 ・診療所	・病院 ・診療所
求められる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・確保している病床で酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。 ・院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等)を適切に実施すること。 ・県からの要請後速やかに即応病床化すること。 ・機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱患者専用の診察室を設けた上で、予め発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有して、発熱患者等を受け入れる体制を構築すること。 ・院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、発熱外来を行すこと。 ・機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症患者以外の患者に対する医療を提供する。 ・流行初期の感染症患者以外の患者の受け入れや感染症から回復後に入院が必要な患者の転院の受け入れを行うこと。 ・関係機関と連携し、感染症患者以外の受け入れを行うこと。 ・機関間や事業者間の連携に当たっては通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること。 ・自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等に適切につなぐこと。 ・院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施し、医療の提供を行うこと。 ・患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、あわせてできる限り健康観察の協力をを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上の医療従事者の派遣をすること。 ・自院の医療従事者への訓練、研修等を通じ、対応能力を高めること。 	
連携等	協定内容に基づいた適切な医療の提供と各協定締結医療機関等との連携				

[県健康増進課作成]

【図表資-5-205】肝属保健医療圏 へき地医療の医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-206】肝属保健医療圏 へき地医療の医療機能基準

保健指導等可能医療施設

- ・保健師等による保健指導の実施
- ・地区の保健衛生状態の把握
- ・保健指導を担う関係機関との緊密な連携に基づく地区の実情に応じた活動

へき地診療医療施設

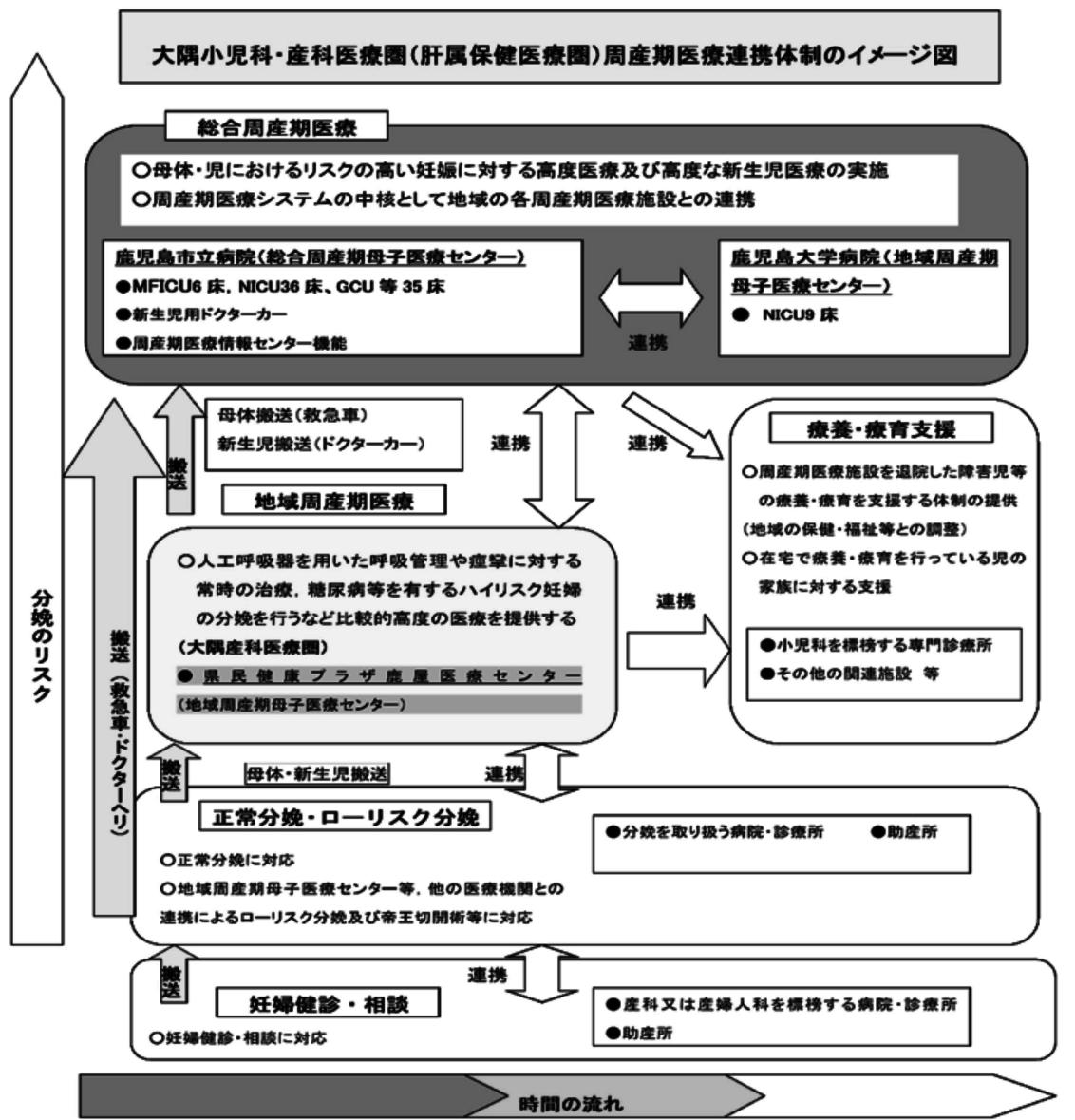
- ・プライマリケアの診療が可能な医師
- ・へき地医療拠点病院等における研修への参加
- ・専門的な医療や高度な医療へ搬送する体制の整備

へき地診療支援医療施設（へき地医療拠点病院）

- ・へき地診療所への代診医等の派遣及び技術指導
- ・へき地の医療従事者に対する研修の実施、研修施設の提供
- ・高度医療の実施が必要な場合、へき地診療所と連携した適切な医療の提供

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-207】肝属保健医療圏 周産期医療の連携体制

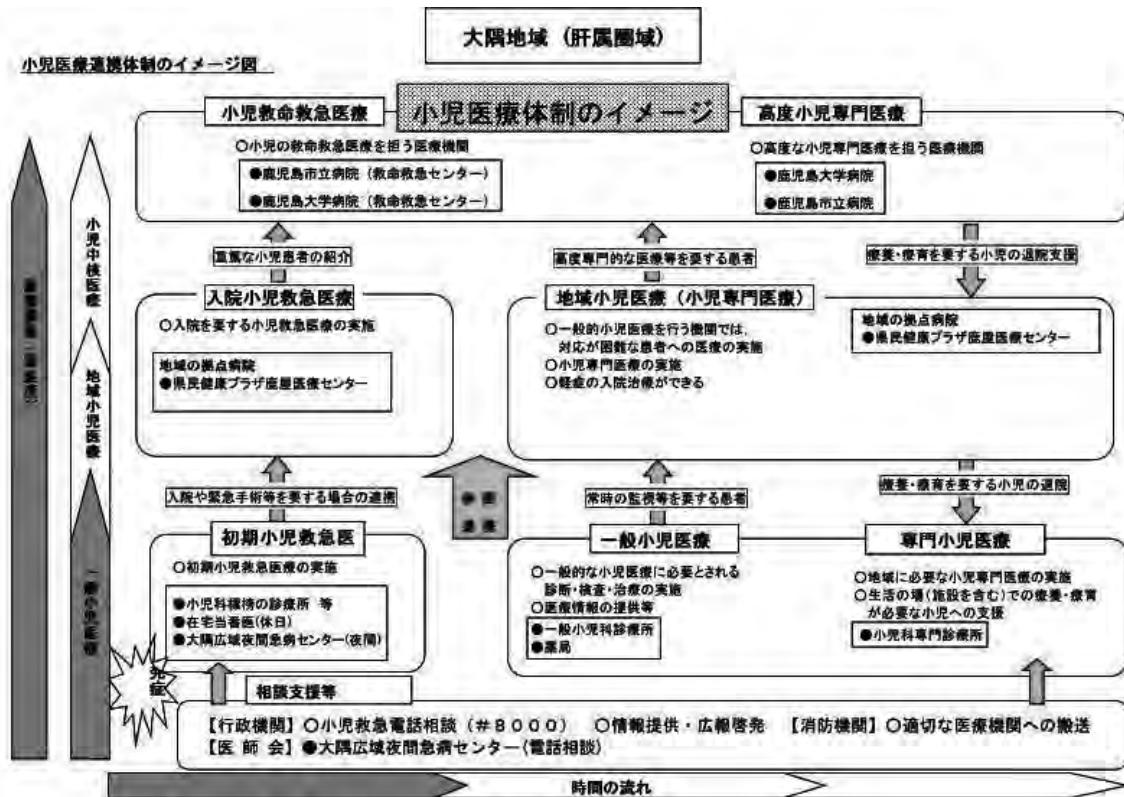


【図表資-5-208】大隅（曾於・肝属）保健医療圏 周産期医療の医療機能基準

- A 妊婦健診・相談
(医療機関)
・産科に必要とされる検査・診断・治療が実施できる。
・妊産婦の相談に対応できる。
・妊産婦のメンタルヘルスの対応ができる。
(助産所)
・産科に必要とされる検査が実施できる。(助産所で分娩する方のみ)
・妊産婦の相談に対応できる。
・妊産婦のメンタルヘルスの対応ができる。
- B 正常分娩・ローリスク分娩
(医療機関)
・正常分娩・ローリスク分娩を安全に実施できる。
・他の医療機関との連携により、合併症や帝王切開術その他の手術に対応できる。
・リスク管理の必要な妊産婦について、地域周産期医療施設、総合周産期医療施設との相互連携で対応できる。
(助産所)
・正常分娩を安全に実施できる。
・出産について、地域周産期医療施設と相互連携して対応できる。
- C 地域周産期医療
・産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度な医療行為ができる。
・地域周産期医療関連施設と連携を図り、入院及び分娩に関する連絡調整を行うことが望ましい。
・産科には、緊急帝王切開術等高度な医療を提供することができる施設及び分娩監視装置、超音波診断装置、微量輸液装置、その他産科医療に必要な設備を備えている。
・小児科等には、新生児病室又は新生児集中治療管理室(NICU)を有し、新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えている。
・産科及び小児科(新生児診療を担当するもの)は、それぞれ24時間体制を確保するため必要な職員を配置している。
・産科については、帝王切開術が必要な場合、できるだけ速やかに児の娩出が可能となるような医師及びその他の各種職員を配置している。
- D 総合周産期医療
・産科及び小児科(新生児集中治療管理室を有する。), 麻酔科その他の関係診療科目を有する。
・合併症妊娠、切迫早産、胎児異常等母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の周産期医療を行うことができる。
・地域周産期医療関連施設からの搬送を受け入れるとともに、周産期医療システムの中核として地域周産期医療関連施設との連携を図る。
・分娩監視装置、呼吸循環監視装置、超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものとする。), その他母体・胎児集中治療に必要な設備を備えた母体・胎児集中治療管理室又は同等の機能(以下「MFICU等」という。)を有する。
・新生児用呼吸循環監視装置、新生児用人工換気装置、保育器、その他新生児集中治療に必要な設備を備えた新生児集中治療管理室(NICU)を有する。
・MFICU等及びNICUの後方病室及び必要な設備を有する。
・医師の監視のもとに母体又は新生児を搬送するために必要な患者監視装置、人工呼吸器等の医療器械を搭載した周産期医療に利用しうるドクターカーを必要に応じ整備する。
・血液一般検査、血液凝固系検査、生化学一般検査、血液ガス検査、エックス線検査超音波診断装置(カラードップラー機能を有するものとする)による検査及び分娩監視装置による連続的な監視が常時可能である。
・血小板等成分輸血を含めた輸血の供給ルートを常に確保し、緊急時の大量使用に備えている。
・MFICU等及びNICUは、24時間診療体制を確保するために、常時担当医師及び必要な職員が勤務している。
- E 療養・療育支援
・児の救急時に備えた、救急対応可能な病院との連携ができる。
・医療、保健及び福祉サービス(レスバイトを含む)と連携、調整し療養・療育ができる。
・地域、総合周産期母子医療センター等と連携し、療養・療育の必要な児の情報(診療情報や治療計画)を共有している。
・自宅以外の場における、障害児の適切な療養・療育の支援ができる。
・家族に対する精神的サポート等の支援ができる。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-209】 大隅（曾於・肝属）地域 小児・小児救急医療の医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-210】 大隅（曾於・肝属）地域 小児・小児救急医療の医療機能基準

【一般小児医療】

A 相談支援等

(家族等周辺者)

- 不慮の事故のリスク排除ができる。

(消防機関等)

- 救急医療情報システムを活用し、適切な搬送ができる。

(行政機関)

- 情報提供・広報啓発ができる。

- 小児救急電話相談の啓発ができる（# 8000、大隅広域夜間急病センター）。

B 一般小児医療（初期小児救急医療を除く）

- 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療が実施できる。
- 薬局による薬学的管理指導ができる。

C 専門小児医療（初期小児救急医療を除く）

- 急変時に備え、他の医療機関と連携対応している。
- 小児専門医療との診療情報の共有ができる。
- 療養・療育が必要な小児に対する支援ができる。（他医療機関との連携を含む）
- 保健・福祉サービスとの調整ができる。
- 慢性疾患の急変時に備えた、小児専門医療機関や小児中核医療機関との連携ができる。
- 患者・家族への精神的支援ができる。

D 小児専門医療（地域の拠点病院）

- 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療ができる。
- 常時監視・治療の必要な患者等に対する入院治療ができる。
- 一般小児及び専門小児医療機関との連絡・連携体制ができる。
- 救急疾患や慢性疾患等の急変時に備えた小児中核医療機関との連携ができる。
- より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る小児中核医療機関との連携ができる。
- 療養・療育を要する小児の退院支援に係る他機関との連携ができる。
- 保健・福祉サービスとの調整ができる。
- 患者・家族への精神的支援ができる。

E 高度な小児専門医療（小児中核医療）

- 広範囲の臓器専門医療を含めた、地域小児医療機関では、対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療ができる。

【小児救急医療】

A 初期小児救急医療

- 在宅当番医等における初期小児救急医療を実施できる。
- 緊急手術や入院等を要する場合に備えた、対応可能な医療機関との連携ができる。
- 開業医等による、病院の開放施設や初期小児救急医療への参画ができる。

B 小児救急医療

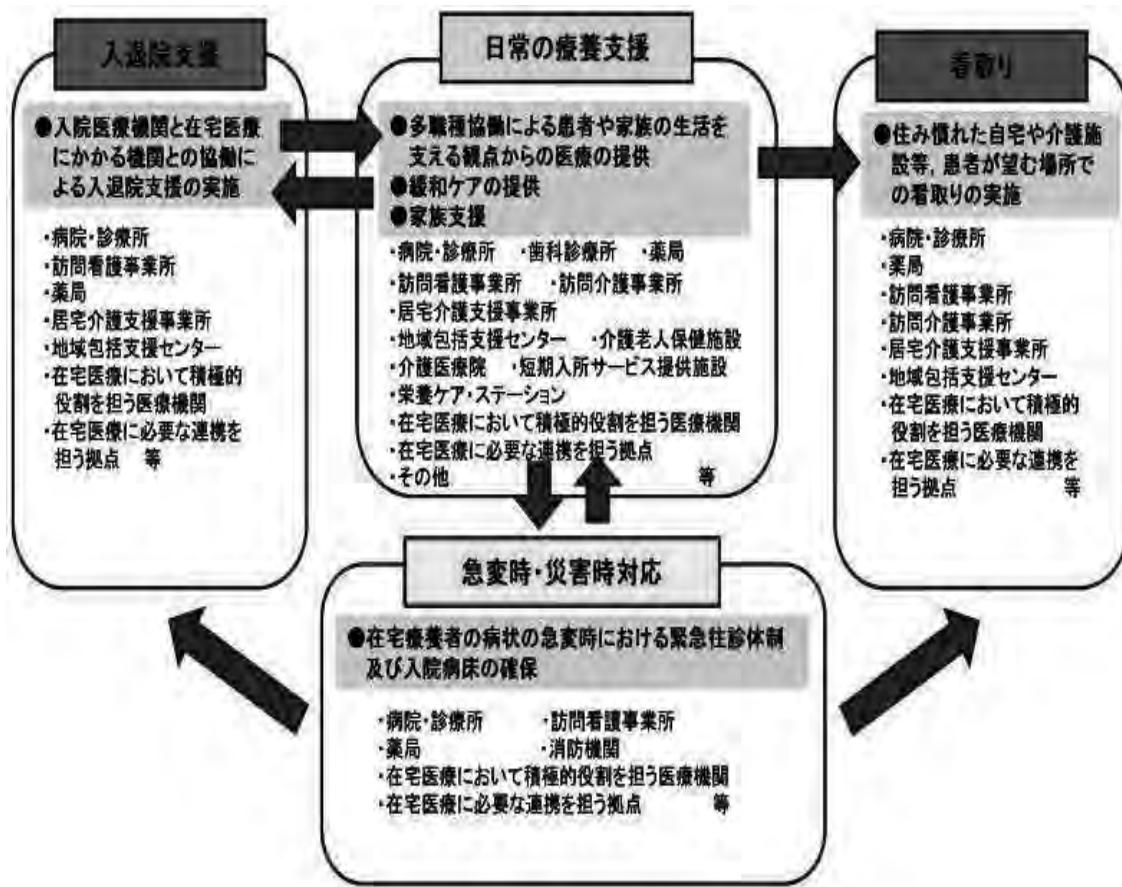
- 入院を要する小児救急医療に24時間体制で対応できる。
- 一般の医療機関と連携した入院を要する小児救急医療が実現できる。
- より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る小児救命救急医療との連携ができる。
- 療養・療育を要する小児の退院支援等に係る連携ができる。
- 患者・家族への精神的支援ができる。

C 小児の救命救急医療

- 地域小児医療機関からの紹介患者や救急搬送による患者を中心とした、重篤な小児患者に対する24時間365日体制の救急医療ができる。
- 小児集中治療室（P I C U）を運営することが望ましい。

[大隅地域振興局作成]

【図表資-5-211】肝属保健医療圏 在宅医療の医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

【図表5-212】肝属保健医療 在宅医療の医療機能基準

医療機能	【入退院支援】		【日常の療養支援】		【急変時・災害時対応】		【看取り】
	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療機関	入院医療機関	在宅医療機関	
<p>(1) 入院支援担当者等(兼務含む)を配置している。</p> <p>(2) 入院初期から退院後の生活を幅広く把握し、支援準備をしている。</p> <p>(3) 地域の在宅医療及び介護資源の活用・調整を心がけている。</p> <p>(4) 退院後に起きたる病状の変化やその対応について、直接・間接的に在宅医療に係る機関と情報を共有している。</p> <p>(5) がんや認知症など、疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。</p> <p>(6) 身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供できる連携体制を構築している。</p> <p>(7) 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行なうための体制を整備している。</p>	<p>① 在宅療養者のニーズに応じた医療資源の調整を行っている。</p> <p>② ニーズに応じた介護資源の調整を行なうため、関係者と連携している。</p> <p>③ 情報共有や意見交換のため、各種会議等に積極的に参加している。</p> <p>④ 関係各機関と協力し、適切な医療や介護サービスを紹介している。</p> <p>⑤ がんや認知症など、疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。</p>	<p>① 在宅療養者のニーズや、在宅医療に関する医療資源の求めに応じて、適切な検査や助言を行っている。</p> <p>② ニーズに応じた介護資源の調整を行なうため、関係者と連携している。</p> <p>③ 関係者間で今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携している。</p> <p>④ 在宅医療に係る機関が急変時に起きたる病状の変化やその対応について、直接・間接的に在宅医療に係る機関と情報を共有している。</p>	<p>① 緊急救護の実施等に応じた医療資源の調整を行なう。</p> <p>② ニーズに応じた介護資源の調整を行なうため、各種会議等に提示している。</p>	<p>① 他院からの急変時ににおける連絡をあらかじめ在宅療養患者や家族等に提出する。</p> <p>② 自院に対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する。</p> <p>③ 搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている。</p>	<p>① 緊急救護の実施等に応じた受け入れを行なう。</p> <p>② 応急時に必要な体制を確保する。もしくは、関係機関と連携し、24時間間対応が可能な体制を確保している。</p> <p>③ 搬送について地域の消防関係者等と連携を図っている。</p>	<p>① 緊急救護の実施等に応じた受け入れを行なう。</p> <p>② 在宅療養者が受けられる体制を構築して、本人が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。</p> <p>③ 在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて、医療や介護、看取りに関する適切な情報を提供を行うことができる。</p> <p>④ 在宅の療養者が受け入れることができる。</p>	<p>① 緊急救護の実施等に応じた受け入れを行なう。</p> <p>② 在宅療養者等や家族に対する相談に応じた受け入れを行なう。</p> <p>③ 在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。</p> <p>④ 在宅の療養者が受け入れることができる。</p>
求められる事項							

【在宅医療において複数的役割を担う医療機関】

- ① 医療機関が必ずしも対応しきれない場合や医師不在時、在宅療養者の病状の急変時等における診療の支援を行う。
- ② 在宅での療養及び介護の資源が十分確保できるよう、関係医療機関に働きかける。
- ③ 在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を図る。
- ④ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介する。
- ⑤ 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受け入れに努める。
- ⑥ 地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護資源に關する情報提供を行う。

【在宅医療に必要な連携を担う拠点】

- ① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅療養者の病状の急変時等における診療の支援を行う。
- ② 在宅医療に係る医療及び介護の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携して、関係機関との連携による連携を図ること。
- ③ 在宅医療に係る医療及び介護サービスにまたがる様々な支障を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との連携を行うこと。
- ④ 在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応、や4時間体制の構築や多職種による連携共存の促進を図ること。
- ⑤ 在宅医療に關する地域住民への普及啓発を実施すること。

[大隅地域振興局作成]